

一般社団法人日本まつ毛エクステンション認定機構

認証サロン規約

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本規約は、一般社団法人日本まつ毛エクステンション認定機構（以下「機構」という）の定める、認証サロン（以下「サロン」）に適用する。

第2章 登録の諸条件

第1条（申請条件）

1. 登録申請する店舗は以下の条件を全て満たしていることとする。
2. 当該店舗の代表者若しくは経営責任者、又は経営母体たる法人または団体が、法人会員もしくはパートナー会員であること。ただし、当該店舗の代表者若しくは経営責任者が、認定講師と同一でも可とする。
3. 当該店舗は管轄保健所の許可を得ていること。
4. 当該店舗に1名のサロン管理者を置くこと。
5. 当該店舗で技術を行う者の全てが、**認定アイデザイナー資格（認定機構3級）**を取得していること。
但し、猶予期間として、新規登録後1年以内、または入社後1年以内の期間を設けることとする。もし期間内に資格を取得することが困難な場合は、期日の1ヶ月以上前に機構に申し出ること。申し出がない場合は登録を取り消す場合がある。
6. 経営者が複数店舗を営んでいる場合も、全ての店舗において技術者の全員が**認定アイデザイナー資格（認定機構3級）**を取得していること。
7. 当該店舗で使用する用具は、機構が定める安全自主基準に適合した製品であること。

第2条（登録申請の提出方法）

1. 登録サロン申請書に必要事項を記入し、機構事務局（以下「事務局」）に提出すること。

第3条（登録諾否の審査について）

1. 登録の諾否については、機構が審査を行う。

第4条（登録について）

1. 登録料は以下の通りとする。（全て税込み価格）

登録料	・・・1店舗	10,800円（初回登録時のみ）
年間登録料	・・・1店舗	5,400円（4月1日～翌年3月末迄の1年間）
	2店舗目以降	3,240円（登録料はかかりません）

2. (1)の入金の確認をもって登録完了とする。
3. 登録期間は4月1日～翌年3月31日迄とする。
4. 登録料は、一つの経営母体の初回の登録時のみ支払うものとする。（2年目以降の更新にはかかりません）
5. フランチャイズ経営等の系列店でも経営母体異なる場合は、経営母体ごとに申請料を納入する必要がある。
6. 一つの経営母体が複数の店舗を登録する場合は、2店舗目以降の年間登録料は一律3,240円とする。（2店舗目以降の登録には登録料はかかりません）
初年度は登録の時期に関わらず直近の3月末迄が期限となり、中途入会の場合は、入会金（または登録料）は変更なし、年会費は入会当該翌月より年度末までの月割り計算とする。
7. 登録承認後、登録証・ステッカーを発行するものとする。
8. 機構ホームページに「認証サロン」として地域別にて掲載するものとする。
9. 店舗登録後は、ステッカーを消費者が見やすい場所に貼付すること。

第5条（登録の更新について）※全て税込み価格

1. 登録の期間は1カ年（4月1日～翌年3月31日迄）とする。
2. 更新の際は必要書類を所定の期日までに提出するものとする。
3. 更新料は

1店舗	5,400円
2店舗目以降	3,240円

第6条（登録内容の変更について）

1. 登録内容に変更が生じた場合は、当該店舗は速やかにその旨を届けなければならない。

第7条（登録の抹消について）

1. 以下のいずれかに該当するときは、機構は審議の上、登録を抹消することができる。
 - 1) 本規約第1条の(1)～(7)による登録申請条件のいずれかが該当しなくなったとき。
 - 2) サロン側の明らかな故意又は過失により、消費者に重大な経済的・身体的危害を生じさせた時。
 - 3) 機構の名誉並びに信用を著しく失墜させたとき。
 - 4) 理事会が登録抹消措置を妥当であると決議したとき。
2. 機構は登録を抹消した店舗を遅延なく理事会に報告するものとする。

3. 抹消された店舗は登録証及びステッカーを使用してはならない。
4. 登録抹消等のいかなる理由があっても、既に納入した会費等は一切返還しない。

第8条（再登録について）

1. 以下のいずれかの場合に限り、機構は登録を抹消された店舗の再登録を認める。
尚、再登録には申請が必要とする。
 - 1) 本規約第1条が確認されたとき。
 - 2) 前項以外の場合は、改善が認められ、理事会が承認したとき。
 - 3) その他、機構が個別に定める条件を満たした場合

第9条（消費者トラブルやクレームの対応について）

1. 原則としてサロンの自己責任とするが、機構は相談や弁護士等の紹介の要請には応じるものとする。

第10条（その他の事項）

1. その他、本規約の改定ならびに本規約に定めない事項については、理事会にて検討し定めるものとする。なお、規約は予告なく改定することがある。
2. 機構は、必要に応じて登録サロンの立ち入り調査ができるものとする。

第3章 細則・内規

第1条（登録証の著作権の所属ならびに使用規定について）

1. 一般社団法人日本まつ毛エクステンション認定機構「登録証」の著作権、商標の使用権は機構が所有する。
2. 「登録証」及び商標の使用範囲は、サロン内表示、看板、広告（Web含む）とし、これら以外に使用する際は、事前に当機構の許可を得るものとする。

第4章 サロン情報・個人情報

第1条（サロン情報・個人情報の利用）

1. サロン情報及び個人情報については、機構の運営上必要とする第三者（印刷・配送・製作等の事業者）に提供することがある。その他、サロン情報を求める消費者等へのサロン紹介及び入退会の告知を兼ね、機構ホームページまたは印刷物等への記載等により、サロン・連絡先・担当者名等を情報提供することがある。

附則

この規定は、2016年4月1日から実施する。